

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
5月22日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 平成二十七年地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課).....
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 漁業災害補償法第八十八条第二項の規定による同意(団体指導室).....
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
- 公告
 - 平成二十七年度狩猟免許試験の実施(自然保護課).....
 - 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課).....
 - 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課).....
 - 土地改良区役員届出(農村整備課).....



山口県告示第七十六号

平成二十七年地籍調査事業計画に関する告示(平成二十七年山口県告示第七十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 調査地域中「下松市大字来巻」の下に「及び大字河内」を加える。

山口県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
友田クリニック	岩国市今津町一丁目一番二八号	平成二七、一、三〇
たむら耳鼻咽喉科	周南市周陽一丁目一〇番一号	〃 〃 三、三一
平木歯科医院	宇部市琴芝町一丁目二番一六号	〃 〃 〃 〃
高雄歯科クリニック	萩市大字御許町四二の一	平成二六、〃 〃
中央薬局	山口市小郡下郷八六七の九	〃 〃 〃 〃
河田薬品株式会社河田薬局	下松市大字西豊井一四一九	〃 〃 〃 〃
大和屋薬局支店	岩国市元町三丁目一〇番一六号	〃 〃 二、二八
まちだ薬局	周南市花畠町四番五号	〃 〃 三、三一

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	所 在 地	廃 止 年 月 日
指定訪問看護事業者等				
合同会社タカタ	宇部市大字西岐波三一五の五〇	訪問看護ステーション フイツトナース	宇部市昭和町三丁目二番二八	平成二六、六、三〇

山口県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とりの脳神経外科クリニック	山口市大内矢田北六丁目三番二五	平成二七、四、一
友田クリニック	岩国市今津町一丁目一番一八号	〃 〃 一、三一

医療法人たむら耳鼻咽喉科 医療法人悠望会平木歯科 院	周南市周陽一丁目一〇番一 号	〃	〃	四、一
高雄歯科クリニック フェリース薬局	萩市大字御許町四二の一 号 山口市大内矢田北六丁目三番二六 号	〃	〃	〃
中央薬局 ウオント山口小郡薬局	〃 小郡下郷八六七の九 〃 〃 七九七の八	〃	〃	〃
河田薬品 まちだ薬局	下松市大字西豊井一四一九 周南市花畠町四番五号	〃	〃	〃

山口県告示第百七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
六連島区域	小型定置網漁業		

山口県告示第百八十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中 社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会	山口市葵一丁目 五番五八号	社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会 下関支部 社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会
---------------------------------------	------------------	--

を

一般社団法人山口県 車協会 五番五八号	山口市葵一丁目 五番五八号	一般社団法人山口県 車協会 五番五八号	に、	防府交通安全協会 会長 藤井清美
社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会	山口市葵一丁目 五番五八号	社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会 防府支部	を	
一般社団法人山口 県交通安全協会 会	に、	社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会 五番五八号	を	
一般社団法人山口 県交通安全協会 会	五番五八号	一般社団法人山口 県交通安全協会 会 小郡支部	に、	財団法人山口県 交通安全協会
社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会	五番五八号	社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会 山口支部	を	
一般社団法人山口 県交通安全協会 会	五番五八号	一般社団法人山口 県交通安全協会 会 宇部支部	に、	小串交通安全協会 会長 高田治彦
小串交通安全協会 会長 西村修	に、	社会団法人山口県 会 自家用自動車協 会 五番五八号	を	
一般社団法人山口 県交通安全協会 会	五番五八号	一般社団法人山口 県交通安全協会 会 宇部支部	に、	会長府支部
一般社団法人山口 県交通安全協会 会	五番五八号	一般社団法人山口 県交通安全協会 会 宇部支部	を	

一般社団法人山口県自動車協会
 山口市葵一丁目五番五八号
 一般社団法人山口県自動車協会小野田支部
 山口市吉敷下東三丁目一番一号
 山口県総合保健会館

に、

山陽小野田交通安全協会会長 菅尾新太郎
 山陽小野田交通安全協会会長 河田一朗

を



(二五八) 平成二十七年狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、平成二十七年狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

試験の日時及び場所	試験の日	時間	場所
一	平成二七、七、五	午前九時	岩国市地方卸売市場
〃	〃 一四	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃	〃 八、九	〃	山口県総合保健会館
〃	〃 二二、三	〃	下松市地域交流センター
〃	〃 二七	〃	下関市菊川ふれあい会館
〃	〃 九、六	〃	山口県立農業大学校
二 受験資格			美祢市民会館
三 狩猟免許申請書等の提出期限			
試験の場所			
提出期限			

下松市地域交流センター
 〃 〃 〃 〃 三
 下関市菊川ふれあい会館
 〃 〃 〃 〃 八、一四
 山口県立農業大学校
 〃 〃 〃 〃 二〇
 美祢市民会館
 〃 〃 〃 〃 二八

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五九) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施します。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 適性試験等の日時及び場所

日	時	場 所	
平成二七、	六、二九	午後一時	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
〃	〃	午後零時三〇分	下関市菊川ふれあい会館
〃	〃	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃	七、一	午後一時	山口市徳地地域交流センター
〃	〃	午後一時三〇分	錦農村環境改善センター
〃	〃	午後一時	須佐公民館
〃	〃	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃	〃	午後零時三〇分	日置農村環境改善センター
〃	〃	午後一時	山口市阿東地域交流センター 地福分館
〃	〃	午後一時	美祢市美東センター
〃	〃	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃	〃	〃	大島文化センター
〃	〃	〃	萩市民館
〃	〃	八 午後一時	山口市大海総合センター
〃	〃	九 〃	萩市民館
〃	〃	〃	萩市民館
〃	〃	〃	周東勤労青少年ホーム
〃	〃	〃	ときわ湖水ホール
〃	〃	一〇 午後一時	下関市豊田生涯学習センター
〃	〃	〃	山口県岩国総合庁舎
〃	〃	〃	宇部市万倉ふれあいセンター
〃	〃	一五 午後一時	山口県岩国総合庁舎
〃	〃	〃	山口県岩国総合庁舎
〃	〃	〃	萩市福栄コミュニティセンター
〃	〃	〃	山口県柳井総合庁舎
〃	〃	〃	美祢市民会館

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成二十七年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所

提出期限	
山口市吉敷下東三丁目一番一号	平成二七、六、二二 午後五時
山口県総合保健会館	〃
下関市菊川ふれあい会館	〃
山口県周南総合庁舎	〃
山口市徳地地域交流センター	〃
錦農村環境改善センター	〃
須佐公民館	〃
山口県周南総合庁舎	〃
日置農村環境改善センター	〃
山口市阿東地域交流センター 地福分館	〃
美祢市美東センター	〃
山口県周南総合庁舎	〃
大島文化センター	〃
萩市民館	〃
山口市大海総合センター	七、二
萩市民館	〃
周東勤労青少年ホーム	〃
ときわ湖水ホール	〃
下関市豊田生涯学習センター	〃
山口県岩国総合庁舎	〃
宇部市万倉ふれあいセンター	〃
山口県岩国総合庁舎	〃
萩市福栄コミュニティセンター	〃
山口県柳井総合庁舎	〃
美祢市民会館	〃

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所を所管する農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許更新申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 六 狩猟免許更新申請手数料
二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 その他
この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三―九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一六〇) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ダイソー徳山東インター店
所在地 周南市大字久米一五〇三の一
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
四、四九六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十六年一月三十一日

(一六一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員	
土地改良区の名	理事の別 氏 名 住 所
山口北部土地改良区	理 事 堀田 安正 萩市大字高佐下一四〇九
二 退任した役員	
土地改良区の名	理事の別 氏 名 住 所
山口北部土地改良区	理 事 椿 淳 萩市大字高佐下一五〇八